

公益社団法人掛川市シルバー人材センター会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人掛川市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、年額1,000円とする。
- (2) 特別会員の会費は、年額1,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は、団体にあつては年額一口10,000円、個人にあつては年額一口2,000円とする。

(会費の免除)

第3条 会員の会費については、病気又はその他の特別な理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

- 2 新規に入会した会員の初年度の会費については、その全額を免除することができる。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、年一回とし、正会員又は特別会員は毎年6月末日までに当該年度の会費を納入しなければならない。ただし、年度途中で正会員となるものについては、理事長の承認を得た後1月以内に納入するものとする。

- 2 当該年度内に会費の納入がない場合は、定款7条の会費の支払義務が未履行として、会員資格を喪失する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。